

社会福祉法人柏市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人柏市社会福祉協議会（以下「本会」という。）役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給並びに本会定款（以下「定款」という。）第26条に規定する顧問、第34条に規定する部会委員及び委員会委員（以下「委員等」という。）の費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等の報酬については、次のとおりとする。

- (1) 理事（常務理事除く。）及び監事の報酬は、評議員会の議決により支給することができる。
- (2) 常務理事の報酬は、本会職員給与規程に基づき支給する。
- (3) 評議員の報酬は、定款第10条に基づきこれを支給しない。

(費用弁償の支給)

第3条 役員等及び委員等が、次の各号に掲げる会議等へ出席した場合、1日3,000円の費用弁償を支給するものとする。ただし、常務理事及び行政機関選出の役員等及び委員等を除く。

- (1) 理事会、評議員会、正副会長会議及び監事監査
 - (2) 部会及び委員会（定款第34条第1項）
- 2 前項各号の他、会長が会務として行う次の各号に掲げるものに対し費用弁償を支給するものとする。
- (1) 本会主催の会議等のうち、本会の代表として役を担うもの
 - (2) 他機関主催行事等のうち、出席依頼があり本会を代表して役を担うもの
- 3 宿泊を伴う場合は、本会職員旅費規程に基づき旅費を別に支給する。

(その他の費用弁償の支給)

第4条 会長が特に必要と認めた場合は、前条の規定に準じた額の費用弁償を支給することができる。

(支給方法)

第5条 報酬及び費用弁償の支給方法は、職員の例により支給するものとする。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人柏市社会福祉協議会役員、顧問、評議員及び委員等に対する費用弁償に関する規程（平成9年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。（一部改正）

附 則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。（一部改正）